

第 72 号議案

令和8年度（2026年度）町田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第 1 条 令和8年度（2026年度）町田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和8年度（2026年度）町田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のように補正する。

	既決予定	補正予定	計
（４）主な建設改良事業			
③ ポンプ場改良費	78,000 千円	△ 4,301 千円	73,699 千円
④ 処理場改良費	1,095,770 千円	△ 15,799 千円	1,079,971 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のように補正する。

	既決予定	補正予定	計
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	12,377,856 千円	557 千円	12,378,413 千円
第 2 項 営業外収益	5,942,598 千円	557 千円	5,943,155 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	12,505,412 千円	20,201 千円	12,525,613 千円
第 4 項 特別損失	0 千円	20,201 千円	20,201 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,530,481千円は、減債積立金465,823千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額295,714千円、過年度分損益勘定留保資金573,678千円、及び当年度分損益勘定留保資金1,195,266千円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

			既決予定	補正予定	計
			収	入	
第1款	資本的収入		4,313,046 千円	△ 12,006 千円	4,301,040 千円
第1項	企業	業	3,830,100 千円	△ 151,400 千円	3,678,700 千円
第3項	補助	債金	369,998 千円	139,394 千円	509,392 千円
			支	出	
第1款	資本的支出		6,851,621 千円	△ 20,100 千円	6,831,521 千円
第1項	建設改良費		3,947,599 千円	△ 20,100 千円	3,927,499 千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおりに改める。

追加

事 項	期 間	限 度 額
污水管渠整備事業 (相原町污水枝線工事その7)	令和8年度から 令和9年度まで	280,000 千円

(企業債の補正)

第6条 予算第6条で定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおりに改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業 (建設改良)	3,255,100 千円	証書借入又は証券発行。事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの時から据置を含み40年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。	3,103,700 千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和8年(2026年)8月27日 提出

東京都町田市長 稲垣 康 治